

報告第1号 令和5年度会務運営及び事業執行報告の件

令和2年に国内でも流行が始まった新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月に感染症法の5類に移行した。全国に甚大な影響を与えたコロナ禍がついに終結し、社会はコロナとともにではあるものの、平常をすっかり取り戻したかのようなのである。群馬司法書士会においても、この間、面談相談の中止や、委員会等の会議や研修会のオンライン化などのコロナ対策を行ってきたが、本年度は、各種相談事業の完全再開や、多数の市民を迎えた関東ブロック市民公開講座の開催など、平常通りの事業執行をすることができた。

しかし、前年の定時総会でも指摘された会活動への参加意欲の低下や研修単位の取得率悪化などについては改善が見られず、コロナ禍の爪痕は本会においても深刻であると言わざるを得ない。長年本会の活動を先導し、本年3月に急逝した仲道宗弘副会長が常々話していたとおり、国民からの負託を受けた専門家集団として、我々は司法書士のあるべき姿をもう一度考え直さなければならないだろう。

さて、本年度の活動は各部の報告で詳細に報告するが、その概略は以下の通りである。

総務事業については、メンタルヘルスの不調が疑われる会員に対し苦情が多く寄せられることとなり、新たに業務事故防止対策特別委員会を立ち上げ、その対策に関する研究を開始した。また、前年6月にパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となったことから、会員間・事務局職員間のハラスメントに対応するため、規程を整備するとともにハラスメント対応委員を設置した。

企画事業については、生活保護費を不当に分割支給していた桐生市に対し改善を申し入れ、態勢の見直しに向けたきっかけとなった。本年4月から相続登記の申請が義務化されることに伴い、県内全市町村で相談会を開催する「県内一周ぐるっとキャラバン」の準備を進め、各種リーフレットやYouTube動画などの作成により、市民に対しその周知に努めた。10年ぶりの開催となった前述の関東ブロック市民公開講座では、533人もの参加者を集め、本県出身タレントの中山秀征さんのトークなどで好評を博した。

広報事業については、引き続き本会ウェブサイトの再構築に取り組んでおり、本年度は司法書士試験合格者に向けた登録勸奨ページの作成に着手した。

相談事業については、前橋、太田での面談相談を平常通りに開催させ、女性のための女性司法書士による無料相談会を再開した。県下一斉相談会も久々に全支部で開催することができた。相談の内容としては、相続登記の申

請義務化を前に、相続に関する相談が増加した。

研修事業については、前年度の単位制研修の未取得者の割合が全国ワースト1位となったことから、研修開催回数の増加や内容の充実、研修告知方法の改善などに努めてきたが、顕著な効果が見られなかった。会員研修のあり方を考える委員会を設置したので、当該委員会や会員研修委員会を中心にさらに受講率の向上に向けた検討を進めていく予定である。一方、新入会員研修については近年、受講者数が低迷していたが、本年度は試験合格者の捕捉方法を見直した結果、6名の受講者を迎えることができた。

【総務部】 部長 伊藤真一 次長 宮前知光 部員 松田和雄
部員 三ツ木美詩

〔業務相談室〕

室長 伊藤真一

- 1 相談件数 2件（不動産2件、商業・法人0件、その他0件）

| 年 | 05 | | | | | | | | | 06 | | |
|----|----|---|---|---|---|---|----|----|----|----|---|---|
| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |

- 2 相談内容

①区画整理地の登記について、②渉外相続登記について

〔会員執務向上委員会〕

委員長 伊藤真一

委員 茂木徹、堀川寛人、大島和、小林彰人、大久保繁明、木口光弘、
瀬戸基寛、山田征弘

- 1 令和6年4月1日より、犯罪収益移転防止法の改正がなされ、取引時確認事項が増えた。この対応として、委員を各支部から集め速やかに情報提供をできるよう体制を整えた。また、令和6年3月30日にZoomにて研修会を開催した。

〔反社会的勢力に対する対策検討委員会〕

委員長 堀川寛人

委員 中林和典、板倉真、大木淳浩、大塚和良

- 1 上記改正犯罪収益移転防止法により、司法書士は、自らの業務がマネー

ロンダリング等に関わっているかどうかを判断する必要がある。そのようなリスクのある業務の一つに反社会的勢力が関与する業務があると考える。具体的にどのような場合にリスクが高いのか、どのように防ぐべきなのか等、反社会的勢力に対する対策についての研修会を開催する予定であったが、ふさわしい講師を発見できず、開催することができなかった。

〔業務事故防止対策特別委員会〕

委員長 伊藤真一

委員 深田富三、澤浦健、池末晋介、小林弘明、狩野豊宏、米澤智子、阿久澤光洋、野澤治利、石橋修、中林和典、小和田大輔、曾根康仁

- 1 今年度、会員の一人に対して、多くの苦情があった。その会員はメンタルヘルスの不調を疑われる状態であった。会員のメンタルヘルスの悪化が、業務事故につながる可能性が大きいため、その対応のために本委員会を立ち上げ、研究を続けた。次年度、研修会の開催を予定している。

〔道路管理瑕疵による国家賠償法にかかる損害賠償請求事務代理業務のとりまとめ〕

- 1 国土交通省関東地方整備局より依頼される、道路管理瑕疵による国家賠償法にかかる損害賠償請求事務代理業務の名簿登載者の事件の振り分けを行っている。本年度は受託案件がなかった。

〔その他の業務〕

- 1 法務局長の調査委嘱（司法書士法施行規則第41条の2）に基づく調査以下のとおり、前橋地方法務局管内の登記所で調査した。

(1) 前橋地方法務局中之条支局

調査日時 令和5年11月6日 午前9時から午後4時まで

調査対象 令和5年1月1日から同年3月31日までの不動産の権利に関する登記申請書類

調査件数 2,150件

違反が疑われた件数 4件

(2) 前橋地方法務局渋川出張所

調査日時 令和5年11月16日 午前9時から午後4時まで

調査対象 令和5年1月1日から同年3月31日までの不動産の権利に関する登記申請書類

調査件数 2,250件

違反が疑われた件数 1件

(3) 前橋地方法務局法人登記部門

調査日時 令和5年11月8日 午前9時から午後4時まで

令和5年11月15日 午前9時から午後4時まで

調査対象 令和5年1月1日から同年6月30日までの商業及び法人
に関する登記申請書類

調査件数 10,600件

違反が疑われた件数 165件

2 協議会及び打合せ会

(1) 群馬弁護士会との協議会

① 令和5年8月30日（水）群馬司法書士会別館

- 協議事項
- ・ADRの運営状況について
 - ・非弁について
 - ・合同研修会について
 - ・災害問題における相談体制等の連携について
 - ・社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会が主催する「相続・遺言相談会」に対する申入書について
 - ・民事信託について

② 令和5年11月21日（火）群馬弁護士会

- 協議事項
- ・民事信託に関する協定締結について
 - ・災害協定の締結について
 - ・藤岡市社協への申入れについて
 - ・ADRの運営状況について
 - ・研修会の開催について

(2) 法テラスとの協議会

① 令和5年7月11日（火）司法書士会別館

- ・令和4年度業務実績について
- ・契約司法書士名簿の法テラスウェブサイトへの掲載について
- ・法教育イベントの開催について
- ・会員向け民事法律扶助業務説明会の開催について
- ・地方協議会の開催について

(3) 他士業間の災害協定に関する協議会

日時・場所：令和5年9月26日（火）17：00 群馬弁護士会館

出席団体：①群馬弁護士会、②群馬司法書士会、③群馬土地家屋調査士会、④群馬県行政書士会、⑤群馬県社会保険労務士会、

⑥関東信越税理士会群馬県支部連合会、⑦一般社団法人群馬県建築士事務所協会、⑧一般社団法人群馬県測量設計業協会、⑨群馬県精神保健福祉士会、⑩一般社団法人群馬県社会福祉士会、⑪一般社団法人群馬県医療ソーシャルワーカー協会、⑫一般社団法人群馬県技術士会

議題：各団体の役員の数程度が改選されたことによる協定の再説明と今後の方針について

(4)法務局との打合せ

令和5年10月24日（火）前橋地方法務局

- ・前橋市六供町の換地処分について
- ・法務局及び地方法務局における窓口対応時間の導入について

3 男女共同参画について

- (1) 群馬司法書士会の活動において、男女共同参画をどのように進めていくべきか、総務部会の中で研究・検討をしてきたが、答えを得ることはできなかった。次年度は、委員会を立ち上げて検討していく。

4 ハラスメント研修

- (1) 令和4年6月1日から、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務になったことと、会員間、事務局職員間のハラスメントに対応するため、本年度、「ハラスメントの防止に関する規程」を策定し、理事会承認を受けた。ハラスメント対応のための研修を行い、研修を受けたハラスメント対応委員を設置した。

5 苦情及び調査委嘱

- (1)苦情：15件
(2)司法書士法施行規則第42条第2項の事実関係の調査委嘱：0件
(3)司法書士会から綱紀調査委員会への調査付託：0件

6 会員専用ウェブサイトの改定

- (1) 会員専用ウェブサイトをより見やすく、より利用しやすいように改定を行った。また、フォーラムの活性化のために、「総務の部屋」を作成した。会員通知の要約説明をする研修会を毎月1回開催し、その内容を「総務の部屋」に掲載することとした。

7 会長声明、要望書、意見書等の発出状況

添付資料のとおり

同性婚の法制化を求める会長声明

令和5年8月9日
群馬司法書士会
会長 小和田 大輔



同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定（以下「本件規定」という。）が憲法に違反するかどうか争われた事件の判決が、令和3年3月から令和5年6月にかけて、札幌、大阪、東京、名古屋、福岡の順に各地方裁判所で言い渡された。

そのうち札幌地裁は、本件規定は憲法14条1項（法の下での平等）に違反するとし、名古屋地裁は、憲法24条2項（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）及び14条1項に違反すると判示した。また、東京地裁と福岡地裁はともに、同性カップルが家族になるための法制度が存在しないことは憲法24条2項に違反する状態にあるとしている。さらに、本件規定は憲法違反にあたらないとした大阪地裁も、「同性カップルが社会の中で公に認知されて安心して安定した共同生活を営むために必要な人格的利益」の存することを認め、そのための立法をしなければ将来的に憲法24条2項に違反するとして違憲となる可能性がある旨を述べている。

どの判決も、同性カップルには家族としての法的保護を受ける利益が存することを認めており、これらは個人の尊厳に立脚する判断となっている。

社会全体を見ると、平成27年以降令和5年7月時点までに全国で338もの自治体が同性パートナーシップ制度を導入するようになった。群馬県内でも大泉町、渋川市、安中市、千代田町、吉岡町の5市町と群馬県が同制度を導入している。そして、各種世論調査では、同性婚を認めるべきだとする意見が50%を超えるものから70%を超えるものまであり、反対意見を大きく上回っている。特に若年層ではこの傾向が顕著となっている。

当会は、司法の一端を担う存在として、社会的マイノリティーの権利擁護を目指す様々な活動を行ってきており、今後も活動していく所存である。性的マイノリティーの問題についても、社会的に認知され始めた頃から会員研修会を開催するなど、早くから注目してきた。そして、現在も県内のLGBTQ支援団体との交流を深めており、今後も支援していこうと考えている。

重ねて言うが、同性カップルには家族としての法的保護を受ける利益が存し、これは個人の尊厳に関わる問題である。

一連の判決や社会情勢を踏まえ、また法の下での平等の観点に立ち、国には同性婚の法制化に早急に着手することを求める。

以上

群司発第 329号

令和5年11月20日

桐生市長 荒木 恵司 様

群馬司法書士会

会長 小和田 大 輔



生活保護の運用の改善を求める要請書

今般、桐生市で生活保護を受給する50歳代の男性が、約2か月間にわたって、生活保護法で定められた生活扶助費を全額支給されていなかった事実が判明した。

この男性は、令和5年7月26日に、桐生市福祉事務所において生活保護を申請し、同年8月18日から保護費を受給していたが、桐生市は、この男性に対し、支給開始日から生活扶助費を1日1,000円ずつ窓口で手渡して支給していたものである。しかも桐生市は、この男性に、毎日ハローワークで求職活動することを指導し、ハローワークに行ったことを確認してから窓口で1,000円ずつ支給していたことも明らかになっている。

この男性に本来支給される生活扶助費は、月額約7万円であるが、1日1,000円ずつ支給される生活扶助費では、1カ月で3万円程度にしかならず、生活保護法が規定する生活扶助費を大きく下回ることになる。そのため、当会会員が、本年10月12日に、この男性とともに桐生市福祉事務所未支給分の生活扶助費の支給を求めたところ、桐生市は、未支給分の生活扶助費134,180円をこの男性に支払っている。

この点、日本国憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、これを受けて生活保護法は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他の必要な事情を考慮した厚生労働大臣の定める基準をもとに、生活保護の基準を厳格に定めている（生活保護法3条、同8条）。このように決定された生活扶助費について、これを下回る金額を支給すること、そして、その支給を一定の条件にかからしめることは、いずれも憲法25条及び生活保護法に反するものである。

生活保護の実施機関である都道府県知事や市長らは、法の定めるところにより、生活保護を決定しかつ実施しなければならない責任を負う（生活保護法19条1項）。貴殿は、生活

保護の実施機関として、日本国憲法および生活保護法に規定する生活保護基準を逸脱することなく、桐生市において適法に生活保護を実施する責任を負っている。それにもかかわらず、今般の事例において桐生市は、この男性に対し、約2か月近くにわたって生活保護法で規定された生活扶助費の約半分の金額しか支給せず、生活保護水準を大きく下回る生活をこの男性に強いている。これに加え、桐生市は、この男性に毎日ハローワークで求職活動することを求め、1日1,000円の生活扶助費の支給をこれに条件づけるかのような対応をしている。これらの点で、桐生市の生活保護の実施は、憲法25条及び生活保護法に反するものであり、その実施機関としての貴殿の責任は、誠に甚大であると言わねばならない。

さらに、桐生市が、この男性に限ってこうした違法な対応を行っている理由が見当たらないことから考えれば、桐生市は、生活保護受給者に対し、こうした違法な対応を広く行っているのではないかという疑念を抱かざるを得ない。

以上から、当会は、貴殿に対し、桐生市が実施する生活保護について、憲法25条及び生活保護法で規定された生活保護基準を逸脱することなく適法に運用するよう、その改善を強く求めるものである。

以上

令和5年12月15日

生存権を守り、適法に生活保護を実施することを求める共同声明

今般、桐生市で生活保護を受給する50歳代の男性が、約2か月間にわたって、支給決定された生活扶助費の一部しか支給されていなかった事実が判明した。

桐生市は、同男性に対し、支給開始日から生活扶助費を1日1000円ずつ窓口で手渡しで支給しており、1か月間に本来支給されるべき生活扶助費の約半額程度しか支給していなかった。しかも桐生市は、この男性に対し、毎日ハローワークで求職活動することを指導し、ハローワークに行ったことを確認してから窓口で1000円ずつ受給するという、あたかも生活扶助費の支給を求職活動に条件づけるかのような対応をしていた疑いもある。

この点、日本国憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、これを受けて生活保護法は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他の必要な事情を考慮した厚生労働大臣の定める基準をもとに、生活保護の基準を厳格に定めている（生活保護法3条、同8条）。このように決定された1か月分の生活扶助費について、これを下回る金額を支給することは、この憲法25条及び生活保護法に反することは明らかである。

次に、このように決定された生活保護基準に基づいて支給される生活扶助費は、あくまで生活の需要を満たすために支給されるものである（生活保護法8条2項）。したがって、例えば、ハローワークで求職活動することを条件に支給するといった、一定の条件を付すことは許されない。

さらに、生活保護の実施機関は、生活保護の目的を達成するうえで必要な指導をすることができるものの、その指導は必要最小限度でなければならず（生活保護法27条2項）、保護を受ける者の意思に反して指導を強制することは許されない（生活保護法27条3項）。したがって、例えば、毎日ハローワークに行き求職活動することや、ハローワークに行ったことが確認されない限り支給しないとといった対応は、これらの法規定に反するものである。

上記事例では、国民の生存権を保障した憲法25条、及びこれに基づく生活保護法の諸規定に反する条件付けや指導が行われていた疑いもあるところであるから、桐生市は、事実関係について徹底的な調査を行うべきである。群馬県も、12月7日付で県内各福祉事務所長宛てに通知（令和5年12月7日「生活保護の適正実施について」）を發出し、毎日窓口で保護費を支給することや、当月分の生活保護費を全額支給せずに保管すること、さらに保護費を支給するにあたり何らかの条件を付けているかのような取り扱いを行わないこと等を求めているところである。

都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、生活保護の実施機関として、法の定めるところにより、生活保護を決定しかつ実施しなければならない（生活保護法19条1項）。このことから、今般の事例における桐生市長の責任は看過できない。

われわれ4団体は、桐生市に対し、徹底した事実関係の把握、原因究明を求めるとともに、日頃より人権に配慮した対応並びに接遇を徹底した行政の運用を行うよう改善を求め、ここに本声明を発する。

以上



群馬司法書士会

会長 小和田 大輔



群馬県社会福祉士会

会長 新木 恵一



群馬県精神保健福祉士会

会長 林 次郎



群馬弁護士会

会長 湯 澤 晃



令和6年2月22日

桐生市長 荒木恵司 殿

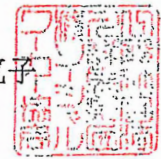
群馬司法書士会会長 小和田 大輔



群馬県精神保健福祉士会会長 林 次郎



群馬県医療ソーシャルワーカー協会会長 狩野 寛子



要 望 書

貴市は、令和5年12月18日、生活保護業務に関し、生活保護費の分割支給による月内の全額不支給（保護費の一部預かり）や、支給の大幅な遅延といった不適切な対応があったことについて、受給者や市民の信頼を損ねたことを深く詫びるとともに、今後の改善策を示し、本年1月中旬に、内部調査チームのみならず、第三者委員会を設置することを明らかにした（貴市ホームページ「生活保護業務の改善について」参照）。

しかしながら、貴市は、本年1月中旬に第三者委員会を設置すると明言したにもかかわらず、これを設置せず、単に1月31日付けで「桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置要綱」（以下、「第三者委員会設置要綱」とする）を発表したにすぎない。

こうした対応は、貴市が、今般の生活保護業務において、受給者や市民の信頼を損ねたことにつき示した謝罪や反省を有名無実化し、これに対する疑念をも生ぜしめるものである。

これに加え、発表された第三者委員会設置要綱の内容についても、以下のような問題点がある。

第1に、第三者委員会設置要綱によれば、設置される第三者委員会は、「令和5年12月18日に公表した生活保護に関する不適切な事務処理及び対応」についてこれを検証するものとしている（第1条）。この点、「令和5年12月18日に公表した生活保護に関する不適切な事務処理及び対応」とは、貴市ホームページにおいて公表されている3事案及びこれに付随する事例に限られると考えられる。

しかしながら、貴市の生活保護業務における問題点は、上記3事案をはじめとする不適切な事務処理にとどまるものではない。貴市における最大の問題点

は、生活保護受給者及び保護率の大幅な減少である。貴市では、生活保護受給者が2011年度の1163人から2022年度の547人と、半分以下に減少している。また、保護率（人口1000人当たりの受給者数）も、2011年度の9.7人から2022年度の5.3人と、同様に大幅に減少している。これは、他市に例を見ない貴市特有の現象である。この点につき、貴市は、保護受給者の高齢化による死亡という自然減少が原因と説明しているが、保護受給者の高齢化は他市においても共通していることから、この説明はおおよそ的を外れである。保護受給者や保護率の大幅な減少は、受給者の死亡のみならず、死亡以外を起因とする保護の廃止件数の増加や、保護申請件数・保護開始件数の減少も含まれる可能性があるが、いかなる理由でこれらの件数の大幅な増減が生じているのかは明らかでなく、この点について調査及び検証をする必要がある。

そうであれば、第三者委員会の調査対象は、「令和5年12月18日に公表した生活保護に関する不適切な事務処理及び対応」に限ることなく、死亡以外を起因とする保護の廃止件数の増加や、生活保護受給者及び保護率の大幅な減少についてもこれに含めるべきである。

第2に、第三者委員会設置要綱によれば、同委員会は、4名以内の委員によって構成するとし、弁護士、学識経験者、行政経験者、社会福祉士のうちから市長がこれを委嘱するとしている（第3条）。

この点、すでに述べたように、第三者委員会の調査対象として、死亡以外を起因とする保護の廃止件数の増加や、生活保護受給者及び保護率の大幅な減少を含め、保護申請件数や保護開始件数の減少、特に過去10年以上の期間において生活保護受給を辞退した事例や、生活保護申請の取り下げや却下に及んだ事例に関し、大規模かつ詳細な調査・分析が必要である。このように調査事項が広範で細目に及ぶとなれば、弁護士、学識経験者、行政経験者、社会福祉士に限られず、多分野、多方面にわたる委員を募集したうえで、より多数の委員によって委員会を構成すべきである。

群馬司法書士会は、さる令和5年11月20日に、貴市に対して「生活保護の運用の改善を求める要望書」を発出し、貴市の生活保護業務の問題点を告発している立場から、群馬司法書士会の会員を第三者委員会に含めるべきであると考えている。また、群馬県精神保健福祉士会は、令和5年12月15日に、貴市

に「生存権を守り、適法に生活保護を実施することを求める」声明を発している立場から、群馬精神保健福祉士の会員も、同様に第三者委員会に含めるべきであると考えている。

以上から、貴市の生活保護行政を織り直し、弱者に対して感性を育み、信頼を真に回復し、現場に神宿るためにも、われわれ3団体は、貴市が設置する第三者委員会について、(1) 貴市において生活保護受給者及び保護率が大幅に減少したことを調査対象とすること、(2) 多分野、多方面から委員を募集したうえで、より多数の委員によって委員会を構成すること、この二点を貴市に要望するものである。

以上

【企画部】 部長 清水俊作 次長 森田裕一 部員 五十嵐洋
部員 大塚和良

〔民法改正対策特別委員会〕

委員長 廣川道明

委員 石橋修、植村仁、大塚和良、岡住貞宏、岡本陽義、河端豊、
小林彰人、中林和典、仲道宗弘、西川正、樋口浩史、
松岡将之、室田勤、茂木徹、茂原玲子、八木泉樹、山田征弘、
吉原亜矢

所有者不明土地の解消等を目的とした法改正により、相続登記申請義務化をはじめとする新制度が順次施行されている。制度を担う資格者団体として、この改正を広く県民に周知するとともに、相談先としての司法書士の認知度向上と自己研鑽を図るべく、以下の事業を行った。

1 研修会の開催

「不動産登記法改正と相続土地国庫帰属法の実務運用」

日時：令和5年4月25日（土）13:00～15:00

場所：群馬司法書士会館別館・Zoom

講師：前橋地方法務局 豊田統括登記官、平井登記官

2 ポスター、リーフレットの制作

令和6年4月1日の相続登記申請義務化施行に向け、制度の周知と司法書士の認知度向上、市町村との連携強化のため、前年度よりポスター及びリーフレットの制作を進めてきたが、これが完成し、県内35の市町村役場に配布した。

3 専用ウェブサイトの制作

県民により広く情報提供できるよう、上記のリーフレットの内容を基に、相続登記申請義務化専用ウェブサイトを制作した。

参考（URL） <https://gunma-shihoshoshi.or.jp/gimuka/>

4 市町村との協働による相談会、セミナー等の開催

上記2のポスター・リーフレットの持参と併せて、当会との相続登記義務化における連携について各市町村にアンケートを実施し、16市町村より回答を得た。うち5市町からは具体的な要望を受け、次の事業を行った。

(1) 令和5年10月20日（金）板倉町役場

邑楽郡町村税務協議会講師派遣 大塚和良会員（太田支部）

「相続登記の義務化等について～相続・登記の基礎から～」

(2) 令和5年10月22日（日）伊勢崎市境支所

空き家セミナー・相談会

テーマ：「民法・不動産登記法改正の要点」

講師：八木泉樹会員（伊勢崎支部）

相談員：4名

(3) 令和5年11月26日（日）伊勢崎市あずま支所

空き家セミナー・相談会

テーマ：「民法・不動産登記法改正の要点」

講師：大木淳浩会員（伊勢崎支部）

相談員：4名

(4) 令和5年12月3日（日）伊勢崎市赤堀支所

空き家セミナー・相談会

テーマ：「民法・不動産登記法改正の要点」

講師：八木泉樹会員（伊勢崎支部）

相談員：4名

(5) 令和5年12月20日（水）千代田町役場

職員向け研修会講師派遣 大塚和良会員（太田支部）

「所有者不明土地に関する研修会」

(6) 令和6年1月18日（木）安中市役所

相続登記無料相談会 相談員3名派遣

(7) 令和6年1月29日（月）藤岡市役所

相続登記無料相談会 相談員9名派遣

(8) 令和6年2月4日（日）伊勢崎市役所

空き家セミナー・相談会

相談員：7名派遣

5 オリジナルキャラクターの制作

各種広報ツールに使用するため、だるまをモチーフとした当会公式キャラクター「つむぐさん」を制作した。ウェブサイトやポスターに使用したほか、後記11の相談会広報用ツールにも使用した。

6 YouTube動画の制作

司法書士の認知度（特に相続登記＝司法書士のイメージ）向上のため、前年度より準備を進めてきたYouTube動画が完成し、令和5年8月に公開となった。この動画を使ってYouTubeで広告を行った結果、令和6年3月現在、14万回を超える動画再生数となっている。また、この動画広告から相続登記義務化専用ウェブサイトへのリンクが可能であり、同サイトには令和6年3月時点で月あたり230件超のアクセスがあった。

同サイトへのアクセスは、そのほとんどが動画視聴からであり、Y o u T u b e 広告による宣伝効果が認められた。なお、同ウェブサイトの滞在時間（直近1か月）は1ユーザーあたり平均47秒という結果であった。

参考（URL） <https://youtu.be/87PNL8IGjXI?si=iZcEdSvmNISJT31e>

7 空き家問題への対応

当会ウェブサイト「空き家問題について」のページを追加し、トップページにバナーを配置した。また、以下の事業を行った。

(1) 令和5年10月29日（日）渋川市

「渋川市空き家相談会」相談員派遣 清水俊作会員（中央支部）

(2) 令和5年10月30日（月）前橋市

「前橋市空家対策協議会」委員派遣 茂木徹会員（中央支部）

(3) 令和6年2月1日（水）日司連シンポジウム（Z o o m）

「空き家問題の解消に向けた自治体と司法書士との連携に関するシンポジウム」への委員派遣 河端豊会員（高崎支部）・廣川道明会員（西毛支部）

8 「遺言・相続登記に関する講演会・相談会」の開催

前年度に続き、本年度も前橋地方法務局が企画し、法務局、群馬公証人会、本会の共催で以下のとおり開催した。当会は遺言書作成体験及び相談会を担当した。

(1) 令和5年7月9日（日）前橋公社ビル

遺言書作成体験会参加者31名、相談会相談者36名、当会会員16名

(2) 令和5年9月10日（日）太田市社会教育総合センター

遺言書作成体験会参加者32名、相談会相談者31名、当会会員16名

9 その他広報活動

相続登記申請義務化の周知のため、以下の活動を行った。

(1) 令和5年4月24日（月）群馬テレビ

「ひるポチッ」ゲスト出演 廣川道明会員（西毛支部）

(2) 令和5年4月26日（水）群馬司法書士会館別館

上毛新聞社取材対応 石橋修会員（高崎支部）・八木泉樹会員（伊勢崎支部）・廣川道明会員（西毛支部）

(3) 令和5年10月26日（木）県庁議会棟

「公明党意見交換会」委員派遣 廣川道明会員（西毛支部）

(4) 上毛新聞の企画広告

上毛新聞から、相続登記申請義務化に関連した群馬弁護士会との合同企画広告の提案があった。検討した結果、出稿することになり、その準備を行った（掲載日令和6年4月8日）。

10 県内全 35 市町村での相続登記無料相談会の開催準備

各支部の協力のもと、令和6年4月1日を皮切りに、県内全 35 市町村で「県内一周ぐるっとキャラバン 司法書士による無料相続登記相談会」を開催することになった。前橋地方法務局及び各市町村への後援依頼や各市町村の担当者との日程や会場の打合せを行い、広報ツールとして、専用ウェブサイト、ポスター、チラシ、ミニのぼり（相続登記義務化周知の目的で各市町村役場へ配布した）、のぼり旗（各相談会場に掲示予定）、角 2 封筒を制作した。ほとんどの市町村において、相談会場として役場や役場の施設を借りることでき、また、広報誌にて相談会の告知をしていただけることになった。

〔業務拡充委員会〕

委員長 小林弘明

委員 松浦義仁、池末晋介、大木淳浩、狩野豊宏、岩沼良堯、室田勤、八木泉樹

1 裁判事務に関する小冊子の作成

会員が裁判事務を遂行する上で必要不可欠な知識や裁判所提出書類の書式等を集約させた小冊子の発行を企画し、その準備を行った。

2 新入会員研修会を担当

「裁判業務（簡裁代理権の活用）並びに財産管理業務の推進について」

日時：令和6年3月16日 16:10～17:10

場所：群馬司法書士会館別館

講師：大木淳浩会員（伊勢崎支部）

〔市民の権利委員会〕

委員長 岩沼良堯

司法書士法第1条には、「司法書士は、（中略）、法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」とある。このことから分かるように、司法書士は、国民の権利を擁護する存在でなければならない。

市民の権利委員会は、司法書士が幅広い市民の権利擁護の担い手であるとの自覚のもと、市民社会において自らに課せられた使命を果たすことを

目的として結成された委員会である。本年度は部会を統合し、①消費者・労働者支援部会②社会保障・被害者支援部会③高齢者・障がい者後見推進部会の3つの部会によって構成される。

本年度行った事業は以下のとおりである。

1 消費者・労働者支援部会

部会長 鈴木望

部会員 森田裕一、廣川道明、八木泉樹、関辰朗、石井一寛、高橋克彦、市野秀樹

(1) 「司法書士労働相談センター」の運営

実施時間：毎月第2、第4火曜日 18：00～21：00

相談方法：電話

相談件数：4件（昨年度5件）

(2) 「群馬県労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」に参加した。当会の労働相談の取り組みを説明し、関係機関と情報交換を行った。

日時：令和5年9月25日（月）13：30～15：30

場所：前橋地方合同庁舎7階群馬労働局大会議室

参加者：鈴木望会員（中央支部）

(3) 「群馬県多重債務者対策協議会 令和5年度第2回ワーキンググループ会合」に参加し、本年度の多重債務者無料相談会の実施状況について報告を受け、次年度の多重債務者無料相談会の実施方針について意見交換を行った。

日時：令和6年1月18日（木）14：00～15：30

場所：群馬県庁昭和庁舎1階 11会議室

参加者：鈴木望会員（中央支部）

(4) 「群馬県特殊詐欺等根絶協議会 令和5年度第2回会議」に参加し、特殊詐欺被害の現状及び詐欺防止の取り組み状況、悪質商法による高齢者等の被害防止についての報告を受け、意見交換を行った。

日時：令和6年1月24日（水）14：00～15：30

場所：ぐんま男女共同参画センター4階大研修室

参加者：鈴木望会員（中央支部）

(5) 「群馬県多重債務者対策協議会」に参加し、前回のワーキンググループ会合を踏まえて、次年度の「多重債務者無料相談会」の実施方針案について意見交換をした後、本年度同様、県内10ヶ所において、7月から12月にかけて多重債務者無料相談会を開催する旨の決議案を採択した。

日 時：令和6年2月5日（月）14：00～15：30

場 所：群馬県庁昭和庁舎3階35会議室

参加者：鈴木望会員（中央支部）

(6) 新入会員研修会を担当

「債務整理実務・生活困窮者支援の実務」

日 時：令和6年3月30日（土）13：00～17：00

場 所：群馬司法書士会館別館

講 師：森田裕一会員（伊勢崎支部）

2 社会保障・被害者支援部会

部会長 大塚和良

部会員 浅野勇貴、石井一寛、佐藤真人、鈴木克利、米澤智子

(1) 「手続き支援のためのぐんま養育相談センター」の運営

相談件数：7件（昨年度6件）

(2) 立憲民主党群馬支部主催の「LGBT勉強会」に参加

日 時：令和5年8月27日14：00～15：30

場 所：前橋問屋センター会館

テーマ：LGBT理解増進法について

講 師：間々田久渚代表（一般社団法人ハレルワ）

参加者：大塚和良会員（太田支部）、仲道宗弘会員（伊勢崎支部）

(3) 研修会の開催

「インターネットにおける誹謗中傷の被害の実態とその法的対応」

日 時：令和5年10月28日10：00～16：00

場 所：群馬司法書士会館別館

講 師：高橋美清住職（天台宗心月院）、舘山史明弁護士（群馬弁護士会）

(4) 「法テラス群馬地方協議会」に参加

日 時：令和5年11月17日14：00～15：30

場 所：法テラス群馬本部（前橋市千代田町）

議 題：犯罪被害者支援業務について

参加者：大塚和良会員（太田支部）、岩沼良堯会員（伊勢崎支部）

(5) 「年末困りごと無料相談会」の開催

日 時：令和5年12月10日10：00～16：00

場 所：前橋会場（当会別館）、高崎会場（高崎市中央公民館）

方 法：面談のみ（予約不要）

相談員：前橋会場 6 名、高崎会場 6 名

相談数：前橋会場 21 件、高崎会場 27 件

(6) 日司連主催の「年末困りごと相談会」に参加

日 時：令和 5 年 12 月 16 日 10：00～16：00

方 法：電話のみ

相談員：6 名

相談数：2 件

(7) 「伊勢崎・玉村地域自殺対策連絡会議」に参加

日 時：令和 6 年 2 月 20 日 13：30～15：30

場 所：群馬県伊勢崎保健福祉事務所（伊勢崎市下植木町）

議 題：「管内の自殺対策について」

参加者：大塚和良会員（太田支部）

(8) 新入会員研修会を担当

「社会的弱者の権利擁護について」

日 時：令和 6 年 3 月 30 日 15：00～17：00

講 師：清水俊作会員（中央支部）、鈴木望会員（中央支部）、
岩沼良堯会員（伊勢崎支部）

(9) 自治体主催の養育費等相談会へ相談員を派遣

① 渋川市「養育費等無料相談会」

日 時：令和 5 年 5 月 18 日、7 月 20 日、9 月 21 日、令和 6 年 1 月
18 日、3 月 21 日

場 所：渋川市役所

相談員：4 名

相談数：8 件

② 安中市「離婚前後の悩み・養育費相談会」

日 時：令和 5 年 4 月 11 日、5 月 9 日、6 月 13 日、7 月 11 日、8
月 8 日、9 月 12 日、10 月 10 日、11 月 14 日、12 月 12 日、
令和 6 年 1 月 9 日、2 月 13 日、3 月 12 日

場 所：安中市役所

相談員：1 名

相談数：33 件

3 高齢者・障がい者後見推進部会

部会長 大平 覚

部会員 阿久澤光洋、浅野勇貴、五十嵐洋、狩野豊宏、川井孝之、河端豊

高橋克彦、堀川寛人、宮原直樹

(1) 「ぐんま・つなごうネット」への参加

① 合同研修会の開催

「プリズン・サークル」の上映、講演会

日 時：令和6年2月23日 13:00～16:40

場 所：群馬県社会福祉総合センター8階大ホール

② 年6回の定例会に各回1～2名の部会員を派遣

(2) イベントへの相談員派遣

「Autumn イエローフェスタ in あそか」

日 時：令和5年10月22日 10:00～14:00

場 所：赤城の荘（前橋市江木町）

相談員：岩沼良堯（伊勢崎支部）

主 催：社会福祉法人前橋あそか会、前橋市地域包括支援センター桂
萱

(3) 一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟との懇談会に参加

日 時：令和5年10月19日 13:15～15:30

参加者：大平覚会員（太田支部）、河端豊会員（高崎支部）、
高橋克彦会員（高崎支部）

(4) 日赤と群馬銀行との共催による「遺贈・相続セミナー」の開催

日 時：令和6年1月20日 13:00～17:00

場 所：群馬県社会福祉総合センター8階大ホール

講 師：浅野勇貴会員（桐生支部）

相談員：浅野勇貴会員（桐生支部）、河端豊会員（高崎支部）、

高橋克彦会員（高崎支部）、仲道宗弘会員（伊勢崎支部）

主 催：日本赤十字社群馬県支部、株式会社群馬銀行、当会

〔関東ブロック市民公開講座実行委員会〕

委員長 板倉真

委 員 石橋修、板垣大祐、岩沼良堯、江原崇人、大澤栄一郎、大塚和良、
狩野豊宏、河端豊、小林彰人、小和田大輔、近田元輝、西川正、
戸谷佳奈枝、樋口浩史、廣川道明、室田勤、茂原玲子、八木泉樹

10年ぶりに関東ブロック司法書士会協議会が主催する市民公開講座の主管となり、市民公開講座「我が家の相続どうすんべえ～ヒデちゃんと相続トーク～」を前橋で開催した。第1部は、「ヒデちゃんと相続トーキング」と題して、市川まどかアナウンサーの進行で、本県出身のタレント中山ヒデ

ちゃんとヒデちゃんの中学時代の同級生である岡住貞宏会員が相続の話題や昔話でフリートークを繰り広げた。第2部は、群馬住みます芸人アンカンミンカン富所哲平氏の進行で、NHK「バラエティー生活笑百科」を参考にした「クイズ相続笑百科」を行った。「市役所への届け出のみで相続登記ができるのか?」「遺産の内、畑のみを相続放棄できるのか?」「不要な畑を国に引き取ってもらえるのか?」「パソコンで書いた遺言書は有効か?」の4つのテーマ毎に、大澤栄一郎会員、茂原玲子会員、八木泉樹会員による寸劇形式での二者択一クイズの出題、一般相談員に扮した石橋修会員と戸谷佳奈枝会員による回答と持論の展開、そしてゲストのヒデちゃんにも答えを聞き、会場参加者もクイズに参加してもらい、最後に室田勤会員が司法書士として正解の発表をし、法的な解説を行った。第2部のあとに、市川まどかアナウンサーの進行で、小和田会長が群馬司法書士総合相談センターの案内と相続登記申請義務化に対する当会の意気込みを語り、最後に関東ブロック司法書士会協議会の千野隆二会長による主催者挨拶で終了した。当日は予想を大幅に超えた来場者数があり、会場は超満員となった。立ち見の人がいたり、駐車場が満杯で車を停められずに帰ってしまった人もいたりした。参加者からは、長時間だったが飽きずに最後まで楽しめた、司法書士による寸劇が面白かった、相続の勉強になった、司法書士に相続の相談が出来ることが分かってよかったなどの声を頂き、イベントは大成功であった。

タイトル：「我が家の相続どうすんべえ～ヒデちゃんと相続トーク～」

日 時：令和6年2月24日（土）13：30～16：00

場 所：昌賢学園まえばし文化ホール（前橋市民文化会館）小ホール

内 容：第1部「ヒデちゃんと相続トーキング」

ゲスト 中山秀征氏（群馬県出身タレント）

進 行 市川まどか氏（FMぐんまアナウンサー）

出 演 岡住貞宏会員（西毛支部）

第2部「クイズ相続笑百科」

進 行 富所哲平氏（群馬県住みます芸人アンカンミンカン）

出 演 中山秀征氏、大澤栄一郎会員（中央支部）、茂原玲子会員（西毛支部）、八木泉樹会員（伊勢崎支部）、石橋修会員（高崎支部）、戸谷佳奈枝会員（高崎支部）、室田勤会員（高崎支部）

主 催：関東ブロック司法書士会協議会

主 管：群馬司法書士会

後 援：前橋地方法務局、群馬県、前橋市、群馬弁護士会、日本司法支援センター群馬地方事務所、群馬銀行、FM GUNMA、群馬テレビ、上毛新聞社、朝日新聞社前橋総局、産経新聞社前橋支局、東京新聞前橋支局、毎日新聞社前橋支局、読売新聞社東京本社前橋支局（順不同）

参加者：533人（内訳 一般来場者 485人、関係者 31人、当会会員 17人）

当日運営：当会員 35人 警備会社（駐車場担当）2名

広報：ポスター、チラシ、当会ホームページ、上毛新聞（告知記事1回、広告2回）、朝日新聞（告知記事1回）、読売新聞（広告1回）、朝日ぐんま（告知記事1回、広告1回）、FMぐんま（イベント紹介1回、広告5回）、専用ウェブサイト、ウェブ広告（表示 664,789回、クリック数 4,665回、クリック率 0.7%）

【広報部】 部長 浅野勇貴 次長 小林弘明 部員 宮前知光

1 対内広報

- (1) 定時総会のインターネット配信を、オンライン会議システム「Zoom」を用いて実施した。
- (2) 会員専用ウェブサイトの機能向上、同ウェブサイトの利用が会員間に根付いてきたことから、これまで作成してきた「会員通信」の存在意義が低下した。今後の在り方について、検討を行っているところである。

2 対外広報

- (1) 新聞など定期刊行物の出版元から提案営業を受けた広告企画に関し、司法書士業務の周知又は相談需要の喚起に資するものについて、各部・委員会の需要に照らして逐次出稿を行った。一方、不動産の相続登記義務化を控え、非司提携や周旋行為にあたる恐れがあるウェブ媒体事業者からの営業が見られるようになり、慎重に交渉を行って謝絶している。
- (2) 対外用ウェブサイトに次の掲示を行った。
 - ①「ギャンブル依存症セミナー&家族相談会」を当会が後援（令和5年6月）
 - ②遺言・相続登記について学ぼう！ 当会ら主催イベント（令和5年6

- 月)
- ③法律・心・生活再建…すべて話せる借金相談会（令和5年7月）
 - ④テレビ放映：遺言・相続登記について学ぼう！（令和5年7月）
 - ⑤QUOカードが当たる「司法書士の日」クイズキャンペーン（令和5年7月）
 - ⑥【太田開催】遺言・相続登記を学べる！参加者募集（令和5年8月）
 - ⑦同性カップルの皆さまの「そなえ」に対応します（令和5年9月）
 - ⑧きょう合格発表 研修は群馬で！（令和5年10月）
 - ⑨桐生市に生活保護の運用改善を求める要請（各報道について）（令和5年11月）
 - ⑩社会福祉士会・精神保健福祉士会・弁護士会と共同声明 生活保護問題で（令和5年12月）
 - ⑪司法書士になろう！資格ガイダンスを実施（令和5年12月）
 - ⑫関ブロ公開講座のランディングページを制作（令和6年2月）
 - ⑬当会らが桐生市に要望書 第三者委員会の設置要綱を受けて（令和6年3月）
- (3) 講師等を下記の通り派遣した。
- ①群馬県用地対策連絡協議会（不動産登記法の講義、6月）
- (4) 本県にゆかりがある司法書士試験合格者や受験者から、対外ウェブサイトを通じ、または当会の催事会場において、当会の若手会員の働き方や司法書士業務に関する問い合わせを受けたので、これらにメールで随時質問対応した。

3 委員会の運営

〔会報編集委員会〕

委員長 井上誠之

委員 五十嵐洋、石井一寛、岡本陽義、桑原潤、堀川寛人、茂木徹、
浅野勇貴

(1)会報「執務現場から」第55号

例年どおり、研修会のアーカイブ的な記事が中心となった。全5回にわたって開催された「司法書士が知らなければならない労働問題の基礎」や、視覚障害者であることを公表している弁護士大胡田誠氏による「心の壁を超えるには～全盲弁護士と考える共生社会」などを収録した。書き起こし記事としては、WEB媒体編成室の外部委員がWEB広報に関する自身の経験を綴ったものや、広報部長が自作の映画が映画祭で入賞

した際の体験を綴ったものを収録した。

(2) 同第 56 号

編集体制を再整備し、準備を行った。

〔法教育委員会〕

委員長 富沢靖司

委員 鈴木克利、関辰朗、茂木徹、吉原亜矢、米澤智子

(1) 具体的な高等学校向け法教育の実施に至らなかったが、メーリングリスト上で、厚生労働省が行うワークルール教育や司法書士法教育ネットワークの活動について、情報交換を行った。

〔WEB媒体編成室〕

室長 小林弘明

委員 清水敏晶、清水由妃、米澤智子、浅野勇貴

外部委員 唐井基行（株式会社 Clock Town Project）

(1) 司法書士試験合格者の当会への入会勧奨のために、専用のウェブサイト制作中である。本年度は、掲載内容の決定と、掲載する写真撮影と、ライターによるインタビューが行われた。

【相談部】 部長 鈴木克利 次長 松田和雄 部員 田中智

〔総合相談センター運営委員会〕

委員長 鈴木克利

委員 江原崇人、大平覚、狩野豊宏、佐藤真人、戸丸和夫、中林和典、仲道宗弘、松本敦、三ツ木美詩、茂原玲子、米澤智子

1 本年度の相談センターの運営状況について

新型コロナのまん延状況も、収束に向かっている感があり、前年度後半からは、ほぼ通常の相談体制に戻して運営している。

2 各種相談センターの運営

本年度、各相談センターに寄せられた相談件数の合計は 2,175 件であった。

各相談センターの集計の内訳は次表を参照していただきたい。

(1) 無料電話相談センターの運営

月曜日から金曜日まで（祝日除く） 群馬司法書士会本館

- 10 時～16 時 電話／2 交替制
 ※ 相談件数：合計 1,834 件〔前年度：1,731 件〕
- (2) 無料相談センター前橋会場 の運営
 第 2、第 4 土曜日 群馬司法書士会別館相談室
 13 時～16 時 電話、面談
 ※ 相談件数：合計 267 件〔前年度：138 件〕
- (3) 無料相談センター東毛会場 の運営
 第 2 土曜日 太田商工会議所
 13 時～16 時 面談
 ※ 相談件数：合計 59 件〔前年度：20 件〕
- (4) 有料相談センターの運営
 月曜日から金曜日まで（祝日除く） 群馬司法書士会別館
 10 時～16 時 面談／予約制
 ※ 相談件数：合計 5 件〔前年度：0 件〕
- (5) 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）
 ※ 相談件数：0 件〔前年度：0 件〕
- (6) 司法書士労働相談センターの運営
 毎月第 2、第 4 火曜日の 18 時～21 時
 ※ 相談件数：3 件〔前年度：5 件〕
- (7) ぐんま養育費相談センターの運営
 ※ 相談件数：7 件〔前年度：6 件〕
- (8) 相続登記相談センター（日司連が開設したフリーダイヤルの転送）
 ※ 相談件数：0 件

司法書士総合相談センター集計結果（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月）

（注）（ ） …… 前年度件数 - …… 新型コロナにより中止

<相談件数>

| | 平日電 話 | 前橋 | 東毛 | 有料相談 | 法テラ ス | 労働 | 養育 費 | 合計 |
|----|--------------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|--------------|
| 4月 | 164 (133) | 9 (19) | 4 (-) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (1) | 1 (0) | 179 (153) |
| 5月 | 144 (147) | 31 (26) | 8 (4) | 2 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 185 (177) |

| | | | | | | | | |
|-----|----------------|--------------|------------|----------|----------|----------|----------|----------------|
| 6月 | 144 (172) | 25 (15) | 3 (1) | 1 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (2) | 175 (190) |
| 7月 | 128 (130) | 21 (11) | 4 (3) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (1) | 154 (146) |
| 8月 | 149 (156) | 15 (-) | 4 (-) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 169 (156) |
| 9月 | 141 (150) | 21 (-) | 4 (-) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 167 (150) |
| 10月 | 141 (125) | 10 (8) | 5 (-) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 156 (134) |
| 11月 | 150 (139) | 28 (18) | 7 (3) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 187 (160) |
| 12月 | 134 (122) | 24 (5) | 2 (5) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 1 (0) | 161 (133) |
| 1月 | 170 (155) | 30 (-) | 7 (-) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 208 (155) |
| 2月 | 184 (160) | 33 (16) | 7 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (2) | 1 (1) | 225 (179) |
| 3月 | 185 (142) | 20 (20) | 4 (4) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (1) | 209 (167) |
| 合計 | 1834 (1731) | 267 (138) | 59 (20) | 5 (0) | 0 (0) | 3 (5) | 7 (6) | 2175 (1900) |

< 事件別件数 >

| | 平日電話 | 前橋 | 東毛 | 有料 | 法テラス | 合計 |
|----------------|--------------|-------------|------------|------------|------------|---------------|
| 登記・供託 ・相続関係 | 898 (809) | 128 (73) | 34 (10) | (2) (0) | (0) (0) | 1062 (892) |
| 多重債務関係 | 65 (67) | 7 (4) | 0 (1) | (0) (0) | (0) (0) | 72 (72) |
| 民事一般 | 224 (211) | 19 (23) | 15 (3) | (0) (0) | (0) (0) | 258 (237) |
| 成年後見 ・家事関係 | 522 (535) | 105 (39) | 12 (5) | (0) (0) | (0) (0) | 639 (579) |

| | | | | | | |
|-----|----------------|--------------|------------|------------|------------|----------------|
| その他 | 182 (144) | 12 (2) | 2 (2) | (3) (0) | (0) (0) | 199 (148) |
| 合計 | 1891 (1766) | 271 (141) | 63 (21) | (5) (0) | (0) (0) | 2230 (1928) |

<相談を何で知ったか>

| | 平日電 話 | 前橋 | 東毛 | 有料 | 法テラ ス | 労働 | 養育 費 | 合計 |
|---------------------|--------------|------------|-----------|------------|------------|----------|----------|--------------|
| 司法書士 会 | 40 (33) | 25 (9) | 6 (2) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (0) | 1 (0) | 72 (44) |
| 法テラス コールセン ター | 23 (17) | 6 (2) | 1 (0) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (0) | 0 (0) | 30 (19) |
| 法テラス地 方事務所 | 17 (14) | 2 (0) | 0 (0) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (0) | 0 (0) | 19 (14) |
| ホーム ページ | 313 (304) | 80 (47) | 10 (5) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (1) | 2 (0) | 405 (357) |
| 新聞 | 13 (25) | 2 (4) | 0 (0) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (2) | 0 (1) | 15 (32) |
| TV・ラジオ | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (0) | 0 (0) | 2 (0) |
| 自治体 等、公的 機関 | 742 (745) | 85 (49) | 29 (5) | (1) (0) | (0) (0) | 0 (0) | 0 (3) | 857 (802) |
| 消費生活 センター | 26 (42) | 6 (1) | 0 (0) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (0) | 0 (0) | 32 (43) |
| その他相 談窓口 | 11 (13) | 16 (1) | 2 (1) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (0) | 0 (0) | 29 (15) |
| 他士業団 体 | 7 (3) | 0 (0) | 0 (0) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (0) | 0 (0) | 7 (3) |
| その他 | 129 (119) | 14 (9) | 4 (4) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (1) | 0 (0) | 147 (133) |
| 以前に利 用したので | 85 (80) | 13 (3) | 5 (2) | (0) (0) | (0) (0) | 0 (0) | 0 (0) | 103 (85) |

| | | | | | | | | |
|----|----------------|--------------|------------|------------|------------|----------|----------|----------------|
| 不明 | 427 (336) | 17 (13) | 2 (1) | (4) (0) | (0) (0) | 3 (1) | 4 (2) | 457 (353) |
| 合計 | 1834 (1731) | 267 (138) | 59 (20) | (5) (0) | (0) (0) | 3 (5) | 7 (6) | 2175 (1900) |

3 各種相談会

(1) 県下一斉無料相談会

実施時期 令和5年10月21日開催（但し、伊勢崎支部は8月6日）

| | |
|-----|-----|
| 高崎 | 24件 |
| 太田 | 3件 |
| 伊勢崎 | 27件 |
| 中央 | 10件 |
| 沼田 | 2件 |
| 西毛 | 17件 |
| 桐生 | 10件 |
| 吾妻 | 0件 |
| 合計 | 93件 |

(2) 全国一斉『相続登記の申請義務化に向けた全国一斉「遺言・相続」相談会』

実施日時 令和6年2月17日開催

場所 群馬司法書士会別館

相談件数 7件（電話相談）

(3) 女性のための女性司法書士による無料相談会

実施日時 令和6年3月3日

場所 群馬司法書士会別館

相談件数 17件（予約制）

※ 例年実施していた下記相談会は新型コロナの影響を考慮し中止した。

- ・巡回無料相談会
- ・税理士・司法書士による「相続・遺言無料合同相談会」

4 相談事業に関する広報

リーフレットを県内の各役所に定期送付した他、新聞、ホームページでの相談会の告知などを中心に広報活動を行った。

〔ADR運営委員会〕

委員長 津久井孝広

委員 浅野勇貴、岩沼良堯、江原崇人、岡田直彦、川井孝之、木村明宣、
桑原潤、小曾根広行、清水俊作、高橋克彦、田中美幸、廣川道明、
笛木大哉、宮原直樹、茂木光男

当委員会では前年度に引き続き、群馬司法書士会ADRセンター「かいけつ☆おさまる」（以下「当センター」という）の運営及び研修会の開催を柱に活動を行った。本年度も、委員会のメンバーはもちろん、世話人名簿やADR担当司法書士名簿の登載者、当センター発足以来ご協力いただいている会員の協力により、実績を積み上げることができた。

1 ADRの実施（令和5年1月～令和5年12月）

＜受付件数＞ 7件

相手方の不応答・申込人の取下 5件

調停実施 2件

（うち合意2件）

2 ADR研修

＜新入会員研修会（令和6年3月12日群馬司法書士会別館）＞

当委員会の委員が講師となり、新入会員向けにADRについて講義をした。委員による調停ロールプレイを新入会員に見てもらい、傾聴のワーク等を体験してもらうことを通じて、当センターが採用する自主交渉援助型の理解を深めてもらった。

3 リーフレットの再配布

当センターのリーフレットを県内各市町村、裁判所、法務局等の関係機関に再配布した。

4 群馬会内広報

facebookを中心にADRに関する情報を適宜発信した。

〔法テラス対応委員会〕

委員長 中林和典

委員 清水敏晶、松浦義仁、岡田直彦、板倉真、岡本陽義、笛木大哉、
大木淳浩、河端豊

1 法テラスとの連携

本年度も、法テラス群馬との協議会を開催するなど、前年度同様に連携を図ることができた。次年度もできる限り情報交換を行い、関係をより深めていきたい。

- 2 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）の運営
前年度に引き続き、本年度の相談件数は0件だった。
- 3 民事法律扶助の利用促進に関する検討
裁判研修との連携が図れず、民事法律扶助の利用促進が十分にはできなかった。
- 4 特定援助対象者法律相談援助事業、相談員の派遣
法テラス群馬に対して相談員名簿を提出しており、その名簿に従い相談員派遣の依頼がなされている。
- 5 扶助審査委員の派遣
本年度は3名派遣した。引き続き派遣を継続する予定である。次年度は、3名のうち2名の委員が交代する。
- 6 新入会員向けの研修会
本年度も、前年度同様法テラス群馬の事務局長をお招きして講師を務めていただき、開催することができた。

【研修部】 部長 大木淳浩 次長 田中智 部員 堀川寛人

〔会員研修委員会〕

委員長：高橋昭安

委員：大平覚、板垣大祐、伊藤真一、木口光弘、木村正明、櫻田一機、
関口英典、藤牧優輝

本年度も、前年度から引き続き感染症対策及び受講の手軽さを考慮して、Zoomによるオンライン研修を中心としたほか、会場・オンライン併用の研修も行った。研修単位取得率向上の試みとして、eラーニング配信研修の回数を大幅に増やし定期的に研修を行った他、告知を早めに行うことに加え開催直前にも再度の告知を行うなどの施策を行った。

- 1 単位制研修として次の会員研修会を実施した。

| | |
|---|--|
| 1 | <p>開催日：令和5年4月22日（土）</p> <p>テーマ：不動産登記法改正と相続土地国庫帰属法の実務運用</p> <p>講師：前橋地方法務局 豊田統括登記官、平井表示登記専門官</p> <p>担当：民法改正対策特別委員会</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| 2 | <p>開催日：令和5年5月27日（土）</p> <p>テーマ：超高齢化社会における司法書士の役割について</p> <p>講師：日司連市民の権利擁護推進室高齢者の権利擁護部会 野上哲司委員</p> <p>担当：リーガルサポート群馬支部</p> |
| 3 | <p>開催日：令和5年7月11日（火）</p> <p>テーマ：仮登記制度の再確認 第1構</p> <p>講師：山田猛司司法書士（東京会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 4 | <p>開催日：令和5年7月19日（水）</p> <p>テーマ：仮登記制度の再確認 第2構</p> <p>講師：山田猛司司法書士（東京会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 5 | <p>開催日：令和5年8月3日（木）</p> <p>テーマ：司法書士の民事責任に関する近時の重要判決 第1講</p> <p>講師：石原博行弁護士【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 6 | <p>開催日：令和5日8月7日（月）</p> <p>テーマ：司法書士の民事責任に関する近時の重要判決 第2講</p> <p>講師：石原博行弁護士【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 7 | <p>開催日：令和5日8月23日（水）</p> <p>テーマ：司法書士倫理 実践編1</p> <p>講師：石田京子教授（早稲田大学大学院法務研究科） 【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 8 | <p>開催日：令和5年9月9日（土）</p> <p>テーマ：ADR研修 紛争解決能力スキルアップ講座（基礎編）</p> <p>講師：群馬司法書士会ADR委員会</p> <p>担当：ADR委員会</p> |
| 9 | <p>開催日：令和5年9月11日（月）</p> <p>テーマ：逐条解説 司法書士倫理規範①</p> <p>講師：半田久之司法書士（東京会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |

| | |
|----|---|
| 10 | <p>開催日：令和5年9月19日（火）</p> <p>テーマ：地域共生社会づくりに向けた司法書士による経済的困窮者の権利擁護の実践について 第1部・第2部</p> <p>講師：飛鳥井行寛司法書士（埼玉会）、杉本亘司法書士（京都会） 日司連市民の権利擁護推進室経済的困窮者の権利擁護部会 伊藤玲子室員、川上真吾室員、古川直子室員、仲道宗弘副部 会長【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 11 | <p>開催日：令和5年9月25日（月）</p> <p>テーマ：逐条解説 司法書士倫理規範②</p> <p>講師：半田久之司法書士（東京会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 12 | <p>開催日：令和5年10月2日（月）</p> <p>テーマ：逐条解説 司法書士倫理規範③</p> <p>講師：半田久之司法書士（東京会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 13 | <p>開催日：令和5年10月13日（金）</p> <p>テーマ：不動産関連訴訟事件の受託促進に関する研修会 第1講・第2講</p> <p>講師：水津太郎教授（東京大学大学院法学政治学研究科） 【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 14 | <p>開催日：令和5年10月23日（月）</p> <p>テーマ：いよいよはじまった配偶者居住権の登記 第1講</p> <p>講師：山野目章夫教授（早稲田大学大学院法務研究科） 【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 15 | <p>開催日：令和5年10月25日（水）</p> <p>テーマ：いよいよはじまった配偶者居住権の登記 第2講</p> <p>講師：山野目章夫教授（早稲田大学大学院法務研究科） 【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 16 | <p>開催日：令和5年10月28日（土）</p> <p>テーマ：インターネットにおける誹謗中傷の被害の実態とその法的</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>対応</p> <p>講師：高橋美清天台宗僧侶（照諦山心月院尋清寺） 館山史明弁護士（群馬弁護士会）</p> <p>担当：市民の権利委員会</p> |
| 17 | <p>開催日：令和5年10月28日（土）</p> <p>テーマ：相続登記のための旧民法・旧戸籍法 第1部</p> <p>講師：小松修司法書士（山形県会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 18 | <p>開催日：令和5年11月4日（土）</p> <p>テーマ：相続登記のための旧民法・旧戸籍法 第2部</p> <p>講師：小松修司法書士（山形県会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 19 | <p>開催日：令和5年11月7日（火）</p> <p>テーマ：家事事件に関する研修講義 ～遺産分割調停の実務～</p> <p>講師：日司連紛争解決支援推進対策部家事事件WT 渡辺亨委員 （宮城県会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 20 | <p>開催日：令和5年11月11日（土）</p> <p>テーマ：都市政策から考える土地問題・私道問題</p> <p>講師：長野博一准教授（高崎経済大学地域政策学部地域政策学科）</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 21 | <p>開催日：令和5年11月14日（火）</p> <p>テーマ：家事事件に関する研修講義 ～離婚調停の実務～</p> <p>講師：日司連紛争解決支援推進対策部家事事件WT 松田佐智子 座長（広島会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 22 | <p>開催日：令和5年11月18日（土）</p> <p>テーマ：遺言執行者の実務</p> <p>講師：第1講：内藤卓司法書士（京都会） 第2講：北詰健太郎司法書士（大阪会） 第3講：加藤真紀司法書士（札幌会） 第4講：内藤卓司法書士・北詰健太郎司法書士・加藤真紀司法書士</p> <p>担当：会員研修委員会（日本司法書士連合会開催の同時配信）</p> |

| | |
|----|--|
| 23 | <p>開催日：令和5年11月28日（火）</p> <p>テーマ：商業登記分野受託促進のための研修会 第1講</p> <p>講師：日司連商業登記・企業法務対策部 日高啓太郎委員</p> <p>【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 24 | <p>開催日：令和5年12月2日（土）</p> <p>テーマ：司法書士の未来（新入会員研修記念講演）</p> <p>司法書士の過去、現在、未来（対談）</p> <p>講師：近藤誠司法書士（東京会）、西川正会員</p> <p>担当：新入会員研修委員会</p> |
| 25 | <p>開催日：令和5年12月5日（火）</p> <p>テーマ：商業登記分野受託促進のための研修会 第2講</p> <p>講師：日司連商業登記・企業法務対策部 日高啓太郎委員</p> <p>【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 26 | <p>開催日：令和5年12月12日（火）</p> <p>テーマ：消費税の基礎 ～インボイス制度の理解を中心として～</p> <p>講師：富川和將税理士（全国青年税理士連盟会長）</p> <p>石澤健太税理士（全国青年税理士連盟研究部長）</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 27 | <p>開催日：令和5年12月21日（木）</p> <p>テーマ：株式管理の問題点と実務対応 第1講</p> <p>講師：尾形宏行司法書士（東京会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 28 | <p>開催日：令和5年12月22日（金）</p> <p>テーマ：株式管理の問題点と実務対応 第2講</p> <p>講師：尾形宏行司法書士（東京会）【eラーニング】</p> <p>担当：会員研修委員会</p> |
| 29 | <p>開催日：令和6年1月20日（土）</p> <p>テーマ：ハラスメントセミナー</p> <p>講師：大神令子社会保険労務士（大阪府社会保険労務士会）</p> <p>担当：総務部</p> |
| 30 | <p>開催日：令和6年1月23日（火）</p> <p>テーマ：名変</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>講 師：日司連不動産登記法改正等対策部 山田猛司委員（東京会）</p> <p>担 当：会員研修委員会</p> |
| 31 | <p>開催日：令和6年1月27日（土）</p> <p>テーマ：涉外不動産登記入門</p> <p>講 師：大和田亮司法書士（福島県会）【eラーニング】</p> <p>担 当：会員研修委員会</p> |
| 32 | <p>開催日：令和6年2月7日（水）</p> <p>テーマ：調停の現場から ～司法書士が知っておきたい民事・家事調停～</p> <p>講 師：土山幸男会員</p> <p>担 当：会員研修委員会</p> |
| 33 | <p>開催日：令和6年2月12日（月）</p> <p>テーマ：司法書士行為規範に関する研修会 第1講</p> <p>講 師：日司連司法書士執務調査室 倫理部会 半田久之部会員、平岡桂代部会員、小司隆信部会員【eラーニング】</p> <p>担 当：会員研修委員会</p> |
| 34 | <p>開催日：令和6年2月13日（火）</p> <p>テーマ：司法書士行為規範に関する研修会 第2講</p> <p>講 師：日司連司法書士執務調査室 倫理部会 小笠原祥室委員、塩見栄介室委員、中西健室委員、嶋根琢磨副部会長、永田功日司連理事【eラーニング】</p> <p>担 当：会員研修委員会</p> |
| 35 | <p>開催日：令和6年2月18日（日）</p> <p>テーマ：近年の会社法、商業登記の改正まとめ</p> <p>講 師：日司連商業登記・企業法務対策部 尾形宏行委員（東京会）</p> <p>担 当：会員研修委員会</p> |
| 36 | <p>開催日：令和6年2月19日（月）</p> <p>テーマ：相続土地国庫帰属制度</p> <p>講 師：前橋地方法務局 平井紀子表示登記専門官</p> <p>担 当：研修部・群馬弁護士会（司法書士会・弁護士会合同研修会）</p> |
| 37 | <p>開催日：令和6年2月22日（木）</p> <p>テーマ：合同会社の運営 第1講</p> <p>講 師：立花宏司法書士【eラーニング】</p> <p>担 当：会員研修委員会</p> |

| | |
|----|---|
| 38 | 開催日：令和6年2月26日（月） テーマ：会員へのお知らせ解説 講師：伊藤真一会員 担当：総務部 |
| 39 | 開催日：令和6年2月27日（火） テーマ：合同会社の運営 第2講 講師：立花宏司法書士【eラーニング】 担当：会員研修委員会 |
| 40 | 開催日：令和6年3月25日（月） テーマ：民法等の一部を改正する法律とその課題 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律とその課題 講師：日司連不動産登記法改正等対策部 齋藤毅部委員、 中谷耕策部委員【eラーニング】 担当：会員研修委員会 |
| 41 | 開催日：令和6年3月30日（土） テーマ：改正犯罪収益移転防止法 講師：日司連 司法書士執務調査室マネーロンダリング・テロ資金 供与対策部会 加藤政也部会長 日司連 司法書士執務調査室マネーロンダリング・テロ資金 供与対策部会 末光祐一委員【eラーニング】 担当：総務部 |
| 42 | 開催日：令和6年3月30日（土） テーマ：債務整理実務・生活困窮者支援の実務・市民の権利委員会の活動紹介 講師：森田裕一会員、清水俊作会員、岩沼良堯会員 担当：新入会員研修委員会 |

2 単位

取得状況（令和6年3月31日現在）対象会員 291人

| | |
|--------------------------|-------------|
| 12単位以上（内倫理2 単位以上）の取得者 | 162名（55.7%） |
| 未取得者（0単位） | 69名（23.7%） |

過去の取得状況 令和3年度（対象会員数 290名）・令和4年度（対象会員数 298名）

| | |
|----------------------|--|
| 12単位以上(内倫理2単位以上)の取得者 | 令和3年度 141名 (48.6%) ※全国ワースト8位 令和4年度 140名 (47.0%) ※全国ワースト4位 |
| 未取得者(0単位) | 令和3年度 83名 (28.6%) ※全国ワースト4位 令和4年度 77名 (25.8%) ※全国ワースト1位 |

3 令和5年度日司連年次制研修

日司連の年次研修は、日司連会員研修実施要領第3章に定める「職業倫理の保持を目的とし、司法書士会員が、登録・入会年次（5年に一度）ごとに参加する」研修で、平成18年から義務化された。

本年度の当会の年次制研修の対象者は79名であった。令和5年10月14日に群馬司法書士会別館にて集合研修を実施し、60名が受講した。体調不良等のため次年度に延期した会員は9名、オンラインで行われた年次研修を受講した会員は6名だった。4名は未受講（受講確認に対しても無回答）だった。

受講者数に対して別館では会場の広さが足りず、グループディスカッションにおいて声が聞き取りにくいなど円滑な進行が行えない事態となっているため、次年度以降は会場を変えることやZ o o mによる研修を行うことを検討している。

〔新入会員研修委員会〕

委員長：板垣大祐

委員：井田峻介、岡本陽義、狩野豊宏、小林彰人、戸谷佳奈枝、
永田留美、廣川道明、藤牧優輝、室田勤、脇野孝一

受講者：速水琢巳、萩原健史、平石賢史、竹本佳史、柳井瑛貴、織茂宏史

ここ数年は受講者が2、3名程度であったが、本年度は6名が受講することとなった。なお、県内の司法書士試験会場がなくなったことから県内在住の合格者を把握することが困難な状態となっていることに鑑み、本年度は口述試験会場に委員を派遣しチラシ配りを行った。受講者の内1名はこのチラシ配りにより新入会員研修の受講に繋がった。

<講習会・ガイダンス>

以下の日程で司法書士会別館及びオンラインにて実施した。なお、「司法書士基礎講座」については既存会員もオンラインで受講できるようにした。

| 日時 | | 講義 | 講師、その他 |
|----------------------|-----------------|--|--|
| 令和5年 11/20 (月) | 18:00 ～19:00 | ガイダンス ・研修日程、注意事項、 その他 | 大木淳浩研修部長 板垣大祐委員長 小林彰人委員 室田勤委員 藤牧優輝委員 |
| 令和5年 12/2 (土) | 13:00～ | 開講式 ・会長講話・研修費の交 付 ・その他 | 小和田大輔会長 大木淳浩研修部長 |
| | 14:00 ～17:00 | 記念講演 近藤誠司法書士(東京会) ・「司法書士の過去、現 在、未来」 ・西川正会員との対談 | |
| 令和6年 1/27 (土) | 13:00 ～16:00 | 司法書士基礎講座① ～不動産登記・立会の実 務～ | 講師：瀬戸基寛会員 |
| 2/3 (土) | 13:00 ～16:00 | 司法書士基礎講座② ～不動産登記・相続編～ | 講師：狩野豊宏会員 |
| 2/10 (土) | 13:00 ～14:30 | 司法書士基礎講座③ ～周辺知識編(税金)～ | 講師：植村仁会員 近田元輝会員 |
| | 14:40 ～17:10 | 司法書士基礎講座④ ～周辺知識編(土地法・関 連士業)～ | 講師：平田充会員 |
| 2/17 (土) | 13:00 ～15:30 | 司法書士基礎講座⑤ ～会社法・商業登記編～ | 講師：石井一寛会員 石原秀一会員 |
| | 15:40 ～17:10 | ①ミニガイダンス (会の組織の説明、五団 体) | 金子事務局長 五団体担当者 |

| | | | |
|---------------|---------------------|---|---|
| 2 / 24 (土) | 13 : 30 ～16 : 00 | 関東ブロック司法書士会 協議会市民公開講座 | 場所：昌賢学園まえば し文化ホール小ホー ル 出演者： 中山秀征氏（タレン ト） 富所哲平氏（タレン ト） 市川まどか氏（FMぐ んまアナウンサー） 岡住貞宏会員 大澤栄一郎会員 石橋修会員 茂原玲子会員 八木泉樹会員 室田勤会員 小林彰人会員 戸谷佳奈枝会員 |
| 3 / 9 (土) | 13 : 00 ～15 : 30 | ②会則、その他の規定等 | 講師：伊藤真一会員 中林和典会員 |
| | 15 : 40 ～17 : 10 | ③ADR 研修（基礎編） | 講師：ADR運営委員会 |
| 3 / 16 (土) | 13 : 00 ～15 : 00 | ④成年後見制度の基礎と 実践 | 講師：リーガルサポー ト群馬支部 清水博文 会員 |
| | 15 : 10 ～16 : 10 | ⑤－ 1 相談部の活動につ いて（相談会の説明並 びに相談時の対応につ いて） － 2 法律扶助の活用につ いて | 講師：鈴木克利会員 法テラス群馬 事務局長 |

| | | | |
|---------------|-----------------|---|-------------------------------|
| | 16:10 ～17:10 | ⑥裁判業務（簡裁代理権の活用） 並びに財産管理業務の推進について | 講師：大木淳浩会員 |
| 3 / 30 (土) | 13:00 ～17:00 | ⑦-1 司法書士による消費者問題（債務整理・裁判業務）の実務 -2 生活困窮者及び社会的弱者等の権利擁護のための活動について | 講師：森田裕一会員 清水俊作会員 岩沼良堯会員 |
| | 17:10 | 閉講式 | 小和田大輔会長 大木淳浩研修部長 |

<配属研修>

次のとおり配属研修を実施した。

〔期間〕

令和6年2月1日（木）から令和6年3月29日（金）まで

〔配属先〕

| 新入会員 | 配属先指導員 |
|------|---------------|
| 萩原健史 | 木村正明会員（太田支部） |
| 竹本佳史 | 仲道宗弘会員（伊勢崎支部） |
| 柳井瑛貴 | 板垣大祐会員（中央支部） |
| 織茂宏史 | 茂木光男会員（高崎支部） |

〔関東ブロック新人研修委員会〕

委員長 堀川寛人

委員 板垣大祐、岩沼良堯、鈴木望、瀬戸基寛、高橋昭安、近田元輝、
富沢靖司、平田充

関東ブロック司法書士会協議会新人研修会は、本年度も前年度と同じく新型コロナウイルスの流行に伴う感染拡大防止を念頭として、従来通りの会場での本研修会実施は行わず、事前に収録した講義をオンラインにより配信する形式となった。講義の事前収録は、9月5日に群馬司法書士会別館において行った。資料等の作成も前年度と同様、9月中に全ての準備を完了し、関ブロ事務局に提出した。

〔会員研修のあり方を考える委員会〕

委員長：大木淳浩

委員：小和田大輔、板倉真、田中智、大前千鶴子、川井孝之、齊藤恭司、
長谷川洋、松村宏志、山口諒太

会則第 82 条において、会員は研修を受けて資質の向上を図るよう努めなければならないと規定されており、また、日本司法書士会連合会の会員研修規則第 66 条及び第 12 条において、司法書士会員は年間 12 単位（内倫理 2 単位）以上の研修単位取得が義務付けられている。しかしながら、当会では研修単位取得率が低い状態が続いている。

令和 5 年度定時総会において、「この状況について執行部はどう考えているのか」との会員からの質疑に対し、当時の石橋会長より、「当会においても研修単位取得を義務化することを検討する」との回答があった。

これを受け、単位不足者に対する罰則を設ける会則改正の可否、研修履修状況を対外向けウェブサイトにて公表することの可否、研修受講率の向上に向けた取り組み等について検討する委員会として、本年度 11 月に発足し、会議を 2 回行った。

【綱紀調査委員会】

委員長 吉田幸男

副委員長 齋藤真吾、岡田直彦、小野祐輝

委員 松浦恵、齋藤恵子、上原大介、笛木大哉、清水紀英、河端豊、
岡田邦彦、清水龍太郎、大平覚

外部委員 金光寛之（高崎経済大学教授）

- 1 調査事例 令和3年1号事件
令和4年1号事件
令和4年2号事件
令和5年1号事件

2 調査方法 委員を3グループに分け、担当事件を調査した。

3 調査状況

令和3年1号事件、令和4年1号事件については、調査が終わり、調査結果報告書を作成し、終了した。令和4年2号事件については、被調査会員に対する事情聴取が、被調査会員の都合により、まだ、行われていない。本年4月10日に被調査会員に対する事情聴取を行う予定である。令和5年1号事件については、被調査会員に対する事情聴取が終わり、4月15日の全体会議において調査結果報告書が承認され、終了する予定である。

4 全体会議

令和5年5月9日 司法書士会別館

令和5年6月13日 司法書士会別館

令和5年9月28日 司法書士会別館

令和5年12月13日 司法書士会別館

5 その他の活動 委員長のみ参加

令和5年8月2日 日司連新期綱紀調査委員会への説明会（Zoom）

令和5年11月17日 関東ブロック司法書士会協議会綱紀調査担当者会議（Zoom）

【懲戒意見検討小理事会】

議長 小和田大輔

構成員 中林和典、仲道宗弘、板倉真、伊藤真一、茂原玲子、清水俊作、
浅野勇貴、鈴木克利、大木淳浩

参与 伊藤宣広（高崎経済大学教授）

本年度は、綱紀調査委員会の事件の結果報告を受け、令和6年2月13

日（火）に開催された。

【注意勧告小理事会】

議長 伊藤真一

構成員 中林和典、仲道宗弘、板倉真、茂原玲子

参与 伊藤宣広（高崎経済大学教授）

本年度は、綱紀調査委員会の事件の結果報告を受け、令和6年2月1日（木）に1回開催した。

【紛議調停委員会】

委員長 藤井俊彦

委員 内山雅夫、大沢啓一、木村正明、須藤有介、鎮西敬子、村上貴幸、村上秀信

1 本年度の実績

本年度は、2件の申し立てがあった。

第1号事件は、調停を実施する前の段階で当事者の歩み寄りがみられないので、委員会は紛議調停手続を終了することとした。

第2号事件は、当事者の合意が成立して終了した。

2 委員長雑感

最近数年間、紛議調停申立のかなりの案件が、司法書士の報酬が高額であるので減額してほしいという苦情あるいはその件を含んだ申立であるという感想をいただく。

司法書士の報酬の定めは各事務所が独自に作成するものであり、依頼人は、報酬の件も含めて司法書士の提示する業務委託契約について受け入れるか、断って他の司法書士に依頼するかを、契約自由の原則に基づき、自由に判断する。したがって、原則として報酬が高い安いはあくまで依頼人の個人的感想であり、高いと感ずれば、依頼しなければよいただけの話であり、苦情は生じないはずであるがそうになっていない。これも委員長の印象であるが、報酬額について申立された司法書士のほぼ全員が、事件の依頼を受けた当初に、その事務所の報酬の定めについて説明をした形跡がないようなのである。

ところで、司法書士の手がける仕事も、成年後見業務、裁判事務や財産

管理業務等、一昔前の登記供託業務だけとは違った業務形態をとる。したがって、報酬の定め方の基準も異なる案件が増えてきた。事件の性格によっては、一件あたりの報酬もかなり多額になることもありうる。これに対し、世間一般に流布している旧来の報酬額の記憶に基づき高いという印象を持たれているように感じる。

一方で、ネットには薄利多売を目指しているのか、かなりリーズナブルな額の報酬額が、しかもそれが標準であるような印象で提示されている事例がまま見られる。これによって形成される高いという印象もあるだろう。

委員会としては、「高い」と苦情申立のあった報酬額も、現在の司法書士の業務の性格、執務形態からすれば妥当と思われるものも多いのが実情だと考えている。

委員長としては、紛議調停の案件とならないためにも、業務着手の初めにおおよその報酬の見込み、あるいは、その事務所の報酬の定め、報酬額算定のルールについて説明をされるほうがよいのではないかという感想を抱いている。

【支部】

1 中央支部 支部長 茂木徹

2023年（令和5年）

- 4月14日 前橋市役所無料登記相談会 12件（相談員 板垣大祐・鈴木望）
- 4月28日 中央支部定時総会 出席者 55名（委任状 47名）司法書士会別館
- 5月12日 前橋市役所無料登記相談会 9件（相談員 藤井俊彦・室田勤）
- 6月9日 前橋市役所無料登記相談会 12件（相談員 土山幸男・阿久澤直也）
- 7月14日 前橋市役所無料登記相談会 8件（相談員 須藤有介・阿久澤直也）
- 8月18日 前橋市役所無料登記相談会 9件（相談員 松浦義仁・伊藤雅之）
- 9月8日 前橋市役所無料登記相談会 8件（相談員 後藤亮・鈴木望）
- 10月3日 前橋一日合同行政相談所 会員派遣（相談員 鈴木望・阿久澤直也）群馬県生涯学習センター
- 10月13日 前橋市役所無料登記相談会 10件（相談員 室田勤・清水俊作）
- 10月21日 県下一斉無料相談会 10件 司法書士会別館
（相談員 午前：茂木徹・土山幸雄・長谷川洋・藤井俊彦・板垣大祐・阿久澤直也）
（相談員 午後：茂木徹・関辰朗・鈴木望・阿久澤直也・清水俊作）

- 11月8日 非司調査 商業法人登記部門 会員派遣 前橋地方法務局
 (午前：伊藤真一・茂木徹・長谷川洋・齋藤真吾・板垣大祐・大塚正)
 (午後：岡田直彦・中川順毅・関辰朗・瀬戸基寛・長沼晶子)
- 11月10日 前橋市役所無料登記相談会 13件 (相談員 板倉真・阿久澤直也)
- 11月15日 非司調査 商業法人登記部門 会員派遣 前橋地方法務局
 (午前：板倉真・後藤亮・関敬子・猪熊義一・室田勤)
 (午後：岡努・須藤有介・島田信子・石原秀一・河端豊)
- 11月16日 非司調査 不動産登記部門 会員派遣 渋川出張所
 (午前：伊藤真一・茂木徹・村上秀信・清水俊作・狩野豊宏)
 (午後：吉原亜矢・須藤有介・伊藤雅之・齋藤恵子)
- 12月8日 前橋市役所無料登記相談会 10件 (相談員 伊藤真一・鈴木望)
- 12月8日 中央支部研修・司法書士会別館 午後6時～7時まで
 研修テーマ：事例に見る・自筆証書遺言保管制度の問題点
 前半講師：阿久澤直也会員、後半講師：鈴木望会員
 研修会参加数：19名 懇親会参加者：18名

2024年(令和6年)

- 1月11日 合同役員会 司法書士会別館 茂木徹(欠席)
- 1月12日 前橋市役所無料登記相談会 12件 (相談員 土山幸男・室田勤)
- 2月9日 前橋市役所無料登記相談会 12件 (相談員 須藤有介・阿久澤直也)
- 3月8日 前橋市役所無料登記相談会 9件 (相談員 清水俊作・室田勤)

2 伊勢崎支部 支部長 岡本陽義

令和5年

- 4月17日 伊勢崎支部会計監査 大和洋一会員事務所(支部長・会計・監査)
- 4月25日 支部総会 18時00分～19時00分、伊勢崎商工会議所大ホール
- 5月22日 伊勢崎佐波資産税連絡協議会定時総会事前打合せ
 13時30分～15時、伊勢崎税務署大会議室(支部長)
- 5月29日 伊勢崎市関係部署(市民課、資産税課、住宅課等)へ相続登記義務化のポスター掲示、チラシ備置依頼(本会 仲道宗弘副会長、本会民法改正対応委員会 八木泉樹委員、副支部長 森田裕一会員)
- 6月2日 玉村町企画課に「県下一斉司法書士法律相談会開催について、文書にて広報たまむら7月号への掲載依頼(支部長)
- 6月5日 伊勢崎市人権課に「県下一斉司法書士法律相談会開催について、文書にて広報いせさき7月16号への掲載依頼(支部長)

- 6月8日 伊勢崎市住宅課空き家対策係と民法改正や空き家問題に関する連携事業の打ち合わせ（本会 仲道宗弘副会長、支部長）
- 6月16日 伊勢崎支部役員会 支部長事務所（役員）
- 6月22日 伊勢崎佐波資産税連絡協議会定時総会 16時30分～17時
懇親会 17時～19時 会場 プラザ アリア（支部長・森田裕一
会員・堀川寛人会員）
- 7月2日 第1回支部長会 18時～19時30分 Z o o m（支部長）
- 7月10日 伊勢崎市住宅課空き家対策係と民法改正や空き家問題に関する連携事業の打ち合わせ（本会 仲道宗弘副会長、大木淳浩会員、支部長）
- 8月7日 県下一斉司法書士法律相談会 10時～15時、伊勢崎商工会議所大ホール（相談員 阿久澤光洋、堀川寛人、小林郁也、八木泉樹、仲道宗弘、大木淳浩、岩沼良堯、森田裕一、岡本陽義）
相談件数：27件
- 8月31日 伊勢崎市住宅課空き家対策係と民法改正や空き家問題に関する連携事業の打ち合わせ（本会 仲道宗弘副会長、大木淳浩会員、支部長）
- 9月19日 伊勢崎支部役員会 支部長事務所（役員及び八木泉樹会員）
本会・民法改正対策特別委員会小会議（兼）
- 9月29日 伊勢崎佐波資産税連絡協議会会議
13時30分～15時 伊勢崎税務署会議室（支部長）
- 10月7日 行政書士・土地家屋調査士・司法書士による無料相談会
J A佐波伊勢崎本店（伊勢崎市連取町3096番地1）
（司法書士会の相談員 大木淳浩、森田裕一、堀川寛人、岩沼良堯、岡本陽義）
- 10月22日 令和5年度 空き家セミナー【境支所】
伊勢崎市境支所（伊勢崎市境637番地）
主催 群馬司法書士会 伊勢崎市へ講師・相談員派遣
（支部からの派遣講師・相談員 八木泉樹、阿久澤光洋、大木淳浩、岡本陽義）
- 10月26日 伊勢崎一日合同行政相談会
メガネのイタガキ文化ホール伊勢崎（伊勢崎市昭和町3918番地）
（相談員 岩沼良堯・岡本陽義）
- 10月30日 小林悟会員 奥様逝去に対する香典お届け 小林事務所（支部長、森田副支部長）

- 11月13日 令和5年度「税を考える週間」研修会開催
13時30分～16時 伊勢崎市民プラザ第1・第2研修室
伊勢崎支部会員7名受講（支部研修兼）
- 11月14日 伊勢崎税務署納税表彰式
15時～17時、伊勢崎プラザアリア（支部長）
- 11月26日 令和5年度 空き家セミナー【あずま支所】
伊勢崎市あずま公民館（伊勢崎市田部井町三丁目2090番地）
主催 群馬司法書士会 伊勢崎市へ講師・相談員派遣
（支部からの派遣相談員 大木淳浩、岩沼良堯、八木泉樹、岡本陽義）
- 11月30日 支部長会＋民法改正対策特別委員会（相続登記義務化キャラバン）
- 12月1日 相続登記義務化キャラバンの後援依頼のため伊勢崎市住宅課空き家対策係を訪問（八木泉樹会員、支部長）
- 12月3日 令和5年度 空き家セミナー【赤堀支所】
伊勢崎市赤堀支所（伊勢崎市西久保町一丁目64番地5）
主催 群馬司法書士会 伊勢崎市へ講師・相談員派遣
（支部からの派遣講師・相談員 八木泉樹、岩沼良堯、大木淳浩、岡本陽義）
- 12月5日 相続登記義務化キャラバンの後援依頼及び打ち合わせのため伊勢崎市住宅課空き家対策係及び秘書課を訪問（八木泉樹会員、支部長）
- 12月25日 支部長会＋民法改正対策特別委員会（相続登記義務化キャラバン）
令和6年
- 1月25日 小林悟会員 逝去
支部長会＋民法改正対策特別委員会（相続登記義務化キャラバン）
- 2月4日 令和5年度 空き家セミナー【本庁】
伊勢崎市役所（伊勢崎市今泉町二丁目410番地）
主催 伊勢崎市 群馬司法書士会へ相談員派遣
（支部からの派遣相談員 八木泉樹、岩沼良堯、堀川寛人、大木淳浩、仲道宗弘、岡本陽義）
- 2月26日 支部長会＋民法改正対策特別委員会（相続登記義務化キャラバン）
- 2月28日 伊勢崎支部役員会 支部長事務所（役員及び八木泉樹会員）
本会・民法改正対策特別委員会小会議（兼）
- 3月20日 仲道宗弘会員 逝去
- 3月25日 仲道宗弘会員 通夜 伊勢崎メモリードホール

3月26日 仲道宗弘会員 告別式 伊勢崎メモリードホール

3月27日 支部長会＋民法改正対策特別委員会(相続登記義務化キャラバン)

3 沼田支部 支部長 大島和

令和5年

7. 3 群馬司法書士会支部長会議 ズーム会議 永井副支部長出席

10. 21 県下一斉司法書士法律相談・沼田市保健福祉センター1階
5名出席

11. 1 群馬司法書士会支部長会議 ズーム会議 支部長出席

11. 30 群馬司法書士会支部長会議 ズーム会議 支部長出席

12. 18 沼田市秘書課・財政課 相続登記義務化キャラバン後援依頼・支
部長

同 みなかみ町役場総務課 相続登記義務化キャラバン後援依頼・支
部長

同 昭和村役場総務課 相続登記義務化キャラバン後援依頼・支部長

12. 19 川場村役場総務課 相続登記義務化キャラバン後援依頼・支部長

同 片品村役場総務課 相続登記義務化キャラバン後援依頼・支部長

12. 25 群馬司法書士会支部長会議 ズーム会議 支部長出席

令和6年

1. 9 平石賢史会員司法書士名簿登録

1. 25 群馬司法書士会支部長会議 ズーム会議 支部長 出席

2. 26 群馬司法書士会支部長会議 ズーム会議 支部長 出席

2. 29 みなかみ町役場総務課・みなかみ町中央公民館・昭和村役場総務
課・相続登記義務化キャラバン実施に関するポスター・チラシ・
グッズ配布及び広報掲載依頼・支部長

3. 1 川場村役場住民課・片品村役場総務課・相続登記義務化キャラバ
ン実施に関するポスター・チラシ・グッズ配布及び広報掲載依頼・
支部長

3. 4 沼田市財政課・相続登記義務化キャラバン実施に関するポス
ター・チラシ・グッズ配布及び広報掲載依頼・支部長

3. 27 群馬司法書士会支部長会議 ズーム会議 支部長出席

4 吾妻支部 支部長 小林彰人

令和5年

10月21日 県下一斉相談会 於：中之条町ツインプラザ

12月1日 吾妻支部調査士会司法書士会合同幹事会
於：四万温泉 やまぐち館

5 太田支部 支部長 米澤智子

令和5年

4月12日 太田支部定時総会

6月30日 飯島徹会員入会届受領

7月26日 支部役員会（事業計画等）

10月18日 太田一日合同行政相談所（場所：太田市役所）

相談員：樋口正洋会員・米澤智子会員

10月21日 県下一斉無料相談会（場所：千代田町プラザ）

相談員5名 相談者3組

相談員：山田めぐみ会員・青木史和会員・荻野裕司会員・
大塚和良会員・米澤智子会員

12月5日 太田市へ相続登記義務化キャラバン後援依頼のため訪問

出席者：松本徹会員・新井祥則会員・米澤智子会員

12月8日 関東信越税理士会館林支部年末懇親会出席

出席者：米澤智子会員

12月14日 千代田町へ相続登記義務化キャラバン後援依頼のため訪問

出席者：大塚和良会員

12月14日 大泉町へ相続登記義務化キャラバン後援依頼のため訪問

出席者：植村仁会員・米澤智子会員

12月14日 館林市へ相続登記義務化キャラバン後援依頼のため訪問

出席者：青木史和会員・大塚和良会員

12月18日 明和町へ相続登記義務化キャラバン後援依頼のため訪問

出席者：青木史和会員・大塚和良会員

12月20日 邑楽町へ相続登記義務化キャラバン後援依頼のため訪問

出席者：米澤智子会員

12月23日 高山早苗会員ご母堂様告别式参列 出席者：米澤智子会員

12月26日 板倉町へ相続登記義務化キャラバン後援依頼のため訪問

出席者：大塚和良会員・飯島徹会員

12月27日 邑楽町へ後援依頼書持参 出席者：米澤智子会員

令和6年

1月15日 太田市へ後援依頼書持参 出席者：新井祥則会員

3月4日 大泉町、邑楽町、太田市へポスター、チラシ等届ける

出席者：米澤智子会員

3月29日 支部役員会（支部総会の打合せ等）

6 桐生支部 支部長 野澤治利

令和5年

4. 14 桐生支部定時総会 美喜仁館桐生店

10. 12 桐生・みどり一日合同行政相談所 美喜仁桐生文化会館

10. 21 県下一斉司法書士相談会 桐生市中央公民館

令和6年

1. 4 桐生支局へ年賀訪問 前橋地方法務局桐生支局

1. 11 合同役員会 群馬司法書士会別館

3. 28 桐生支部役員会 美喜仁館桐生店

7 高崎支部 支部長 瀬戸基寛

令和5年

4. 17 高崎支部定時総会 [高崎市総合福祉センター]

10. 21 県下一斉司法書士相談会 [サンライフ高崎] 24件

11. 1 一日合同行政相談所 [中央公民館] 相談員2名派遣

[高崎市役所無料相談]

毎月（12月を除く）第4火曜日午後1時から4時まで、市民相談室にて毎回2名の高崎支部会員が相談員となって開催 相談件数86件

8 西毛支部 支部長 山田征弘

令和5年

4月10日 令和5年度支部定時総会 於：ときわ荘

出席者18名（内委任出席5名）

6月15日 春の一日合同行政相談所 於：藤岡市民ホール

10月21日 県下一斉無料相談会 於：富岡市役所

令和6年

1月29日 相続登記無料相談会 於：藤岡市役所

3月12日 西毛支部研修会 於：ら・ら・かんら

『民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響』（DVD）